

○議長 玉城 勇君 ただいまから令和3年第3回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって7番 大城 勝議員、8番 照屋 仁士議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 玉城 勇君 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月1日までの24日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月1日までの24日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりであります。

日程第3. 議長諸般の報告

○議長 玉城 勇君 日程第3. 議長諸般の報告を行います。令和3年6月定例会後から本日までの諸般の報告をお手元に配付されているとおり、日時、事業名、開催場所を日付順に記入してございます。

その中1番、町商工会より、地元産品奨励及び地元企業優先使用、2番、県工業連合会等より、県産品優先使用についての要請に関する陳情がありました。この2件と全協までに受理した陳情書は、陳情書の写し配付についてにより、陳情第20号は配付のみとし、陳情第13号ほか12件は、各常任委員会へ付託しましたので、ご報告いたします。それぞれの陳情の内容等については、議員各位でご一読くださるようお願いいたします。

続きまして、3番目の島尻地域振興開発推進協議会定期総会が7月26日に、沖縄県市町村自治会館におい

て開催され、知念富信前議長の後任として、私玉城 勇が南部地区市町村議会議長会の推薦をいただき、島尻地域振興開発推進協議会の委員となったことの報告がありました。新旧役員のお名前に関しては、議長諸般の報告書の2ページに資料を添付してありますので、ご確認ください。

続きまして、7番目の島尻地域振興開発推進協議会委員会が8月23日開催され、島尻地域振興開発推進協議会の解散について協議が行われ、令和3年度末で解散することが承認されました。

次に、新型コロナウイルス感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面及び各市町村においても甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。この中で、地方財政は来年度においても巨額な財政不足が避けられない厳しい状況になることが予想されることから、地方税財源の充実が不可欠であるため、全国町村議会議長会より、意見書第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出依頼が届いております。この意見書については、この後、委員会付託を省略し、本会議で審議採択することで、議会運営委員会で意見が一致しましたので、後刻議題といたします。

次に、南部水道企業団議会の報告、東部消防組合議会の報告、沖縄県介護保険広域連合議会の報告、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の報告、町監査委員から、5月、6月、7月の例月現金出納検査の結果報告についてそれぞれ提出されておりますので、各自ご覧になっていただきたいと思っております。

また、町長より令和2年第3回から令和3年第2回定例会までにおける留意事項等の措置状況報告も提出されておりますので、議員各位でご一読くださるようお願いいたします。以上をもって諸般の報告とします。

日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 玉城 勇君 続きまして日程第4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたので、これを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さん、おはようございます。それでは町長に代わりまして、私のほうから町政一般報告をさせていただきますと思っております。

1ページをお開きください。初めに、総務部総務課関係について申し上げます。町への一般寄附金といたしまして、6月21日に國和設備工業株式会社様、6月28日に株式会社大橋自動車販売様、6月29日に有限会

社名嘉山重建様、6月29日に前田建設株式会社様、8月20日に株式会社J P コーポレーション様よりご寄附がありました。本町の福祉向上や教育の充実のために活用してまいります。

次に企画財政課関係について申し上げます。令和2年度国勢調査について、6月25日に総務省統計局より速報値が公表され、本町の人口は4万458人で、5年前の前回調査と比較して2,956人増加しました。なお、人口増加数は県内で5番目に多く、人口増加率においては7.9%と県内で3番目に高い結果となりました。

次に税務課関係について申し上げます。固定資産税の土地における住宅用地特例制度の適用誤りについては、現在も調査中ではありますが、新たに判明した16筆(12件)、21名への還付額を今定例会、補正予算(第4号)に計上しております。なお、7月末時点で宅地1万1,130筆中、1万1,094筆、99.7%の調査を終えており、引き続き調査を進めてまいります。

令和2年度の市町村税徴収実績については、5月末速報値で徴収率は県内トップの99.4%を達成しています。引き続き公平公正な徴収業務に取り組んでまいります。

次に民生部こども課関係について申し上げます。新設する19名定員の小規模保育園ひまわり保育園は、11月の開園に向けて園児の募集を開始しています。増築し、30名定員増のやまがわ保育園は、令和4年4月受入れに向けて取り組んでおります。

保育所、学童クラブにおける利用者及び職員への新型コロナウイルス感染対策として、施設と連携しPCR検査の実施や休園措置等の対応を行っております。また保護者に対しては、医療従事者等で仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育や登園自粛の協力依頼を行っております。

低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金は、8月末現在372世帯、861人分、合計4,305万円の給付を行いました。

7月14日に、宅地建物取引業協会女性会員有志の会様より、10万円分の生理用品を寄贈いただき、町内の小中学校及び日頃支援を行っている世帯へ配布を行いました。

次に保健福祉課関係について申し上げます。高齢者及び障がい者を対象とした事業は、新型コロナウイルス感染防止の観点から一部中止をしております。今後は県内の感染状況の動向等を見ながら、再開を判断してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種会場までの移動手

段がない、ひとり暮らし高齢者の方等への移動支援事業は9月6日現在で129件の申請がありました。

新型コロナウイルス感染拡大により、本年度も町敬老会は中止といたしました。代替りの事業として、1人でも多くの高齢者に元気で生き生きとした毎日を過ごしてもらいたいとの思いで、フレイル予防も兼ねた「ちゃーがんじゅう元気プロジェクト!」を実施しております。高齢者が自宅等でそれぞれに合った運動を行い、スタンプカードに運動をした日付とサインをし、20個ためて応募していただくと、抽選で景品を贈呈する事業となります。広報、ホームページ、各地域へのポスター掲示、チラシ配布による周知を行っております。

次に国保年金課関係について申し上げます。母子保健事業については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、延期または中止をしております。今後は、県内の感染状況の動向等を見ながら再開を判断してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種状況は、9月5日までに1回目接種を終えた方が1万7,985名、2回目接種を終えた方が1万3,468名となっています。引き続き沖縄県が示したワクチン接種基本方針の目標達成に向け、万全の体制で取り組んでまいります。

次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。道路ふれあい月間に当たり、例年行っている清掃ボランティア活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年に引き続き中止しました。

委託関係は、橋梁等長寿命化点検調査委託業務を9月3日に完了しました。

住宅リフォーム支援事業は、初回の受付を終え8件の申込みがありました。

都市計画マスタープラン策定業務は、地域別構想(素案)を7月12日から7月16日にかけて、4地域にて意見交換会を開催しました。

その他の計画関係は、南風原町都市計画図・用途地域図作成委託業務を7月8日に契約し、令和4年3月下旬完了に向けて取り組んでいます。

次に都市整備課関係について申し上げます。道路事業の町道73号線は、工事を6月1日に、磁気探査業務を7月12日に契約し、町道48号線は、実施設計委託業務を6月2日に契約しました。

街路事業の津嘉山中央線は、工事2件を7月14日と7月26日に契約しました。

公園事業の津嘉山公園は、管理棟及びトイレの建築工事を6月24日に契約し、建築監理業務と磁気探査業務を7月5日に契約しました。

観光景観美化事業のフクギ並木通り整備工事を7月28日に契約しました。

次に区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業は、造成工事1件を6月に、磁気探査業務1件、津嘉山北地区事業計画・実施計画変更委託業務を7月に契約、また、出来形確認測量委託業務ほか3件を7月に、物件調査業務2件を8月に契約しました。保留地処分2画地を7月21日から一般競争入札により販売受付を開始し、8月26日に落札者「購入者」が決定しました。

浸水対策下水道事業の照屋地内雨水幹線整備は6月に工事2件、磁気探査業務2件、物件調査業務1件、計5件を発注しました。物件調査業務は8月20日に完了しています。津嘉山地内雨水管整備工事を6月8日、津嘉山地内雨水管調査委託業務を8月12日に契約しました。

未普及解消下水道事業は、津嘉山地内の污水管工事2件を6月に契約、また、南風原町污水处理整備構想見直し業務委託を8月12日に契約し、津嘉山第2污水幹線工事（山川地内）を8月31日に契約しました。

次に産業振興課関係について申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した、地域消費促進事業「はえるん商品券」（1人当たり3,000円）は、引換券を7月13日から三密対策のため分散して通知し、7月19日より商業施設や観光案内所など5か所で商品券との引換えを開始、同日より取扱店舗での利用も開始しています。4月1日より受付の地域産業支援事業は、8月31日現在で383事業所に交付を決定しています。テレワーク人材育成事業は、7月19日から募集を行い、8月24日に50名の受講者に事前説明会を実施し、講座が開始されております。

次に教育部教育総務課関係について申し上げます。町育英会に寄附金として6月22日に南風原町建設コンサルタント会様、6月28日に株式会社大橋自動車販売様、7月15日に瑞泉酒造株式会社様、7月28日に株式会社りゅうとう様よりご寄附がありました。

また、教育関係への一般寄附金として、8月12日に赤嶺静様、8月16日に篠原久美子様よりご寄附がありました。本町の教育の充実や人材育成事業において有効に活用してまいります。

教育委員会では、令和3年7月27日、北丘小学校体育館建て替え、プール大規模改修のために、北丘小学校の保護者等で構成した北丘小学校配置等協議会で協議を進め、建築などで考えられる課題や条件を整理し、それを実現するために具体的な対応策や進むべき目標など、基本的な事項を改築基本計画書として策定しま

した。北丘小学校体育館とプールの「実施設計委託業務」については、今月中の発注を予定しています。

8月24日、学校施設等の適切な機能・性能の確保を行いつつ、今後の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図ることを目的とした「南風原町学校施設等長寿命化計画」を策定しました。

保健体育班では、町内学校体育施設、社会体育施設を沖縄県緊急事態宣言期間、県の要請事項に準じて使用不可または占有利用禁止としています。

町体育協会関係では、9月4日、5日に予定しておりました第42回南風原町陸上競技大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止といたしました。

次に学校教育課関係について申し上げます。沖縄県の要請を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町立幼稚園、小中学校を6月8日から6月20日に臨時休業とした期間の学びの保障のため、夏休みの開始を7月21日から7月31日へ変更しました。

7月26日、27日には、感染症拡大防止対策を行いながら、町教育委員会による町立中学校訪問を実施し、教育のより一層の充実を図るため、学校経営方針や学習指導等について意見交換を行いました。町立幼稚園・小学校の学校訪問につきましては、台風の影響により延期となったため、今後の感染状況を確認しながら、実施時期を検討してまいります。

8月18日には、小中学校の初任者及び中堅教諭を対象とした研修会を町社会福祉協議会と共同で実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン開催となりましたが、「多様性や共生社会の実現に向けた福祉教育への理解を深める研修」として、今後の教育に資する研修となりました。

夏休み明け、9月1日から2学期の始業を予定していた幼稚園、小中学校については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、9月1日から5日までを臨時休業とし、小中学校においては、9月6日から13日までを分散登校により学校再開を行います。

また、町立幼稚園においては、家庭保育の協力依頼を行いながら、保育が必要な家庭からの受入れを継続して行い、9月6日から2学期の再開を行いました。

8月21、22日に愛知県の碧南緑地ビーチコートで行われた、ビーチバレーボールの第1回全国中学校選手権において、南星中の照屋 舜、大松悠樹ペアが初代王者となりました。今後の活躍を期待しております。

次に生涯学習文化課関係について申し上げます。文化センターでは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予定していた第87回企画展「モノがつなぐ

沖縄戦」の開催を延期とし、展示内容の一部を紹介するミニパネル展を、役場1階ロビーにて6月22日から7月9日まで開催しました。6月23日には、第27回子ども平和学習交流事業を各小学校6年生14人により開始しました。広島原爆に関する講義やホロコースト記念館の研修等については、オンライン講義やリモート訪問などを、9月中旬からの実施を予定しております。

図書館では、町内小中学校への電子図書館利用促進について司書研究会を行いました。町内各小中学校の生徒や教職員が、学校や家庭からスムーズに電子図書館を利用し、様々な学習に生かせるような環境整備と機会を整える研修となりました。

また、読書推進活動として7月12日から9月30日の期間で、読書通帳を利用したスタンプラリーを実施しております。

緊急事態宣言に伴う県の対処方針を踏まえ、中央公民館、文化センター、図書館を9月12日まで臨時休館としますが、学校の夏休み期間に合わせ、自由研究・課題・工作応援特集や、感想文、感想画支援の課題・指定図書特集を町ホームページで「夏休み応援ページ」と題し、子どもたちの夏休みの宿題に役立つ本の紹介や電子図書館地域資料コーナーの活用方法の提案を行いました。

以上を申し上げ、令和3年第3回南風原町議会定例会の町政一般報告とします。

別紙で6月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書をお付けしておりますので、お目通しをお願いします。

以上で、町政一般報告を終わります。

○議長 玉城 勇君 以上をもって、町長の町政一般報告を終わります。

これから議案の上程に入ります。

日程第5. 議案第32号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第5. 議案第32号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第32号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第32号について、概要をご説明いたします。配付いたしました議案第32号の資料をご覧ください。

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。改正の趣旨としまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に係るもので、書面等によることが規定、または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加する改正が行われたことによるものです。

概要としましては、まず1点目、保育所等の子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について電磁的方法による対応も可能である旨を規定。これは追加する条例で第53条関係でございます。2点目で、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち、書面等を行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定。こちらも第53条関係でございます。3点目としましては、その他所要の規定の整備ということで、内閣府令に合わせて第42条関係の文言等の修正をしております。以上が議案第32号の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいですね。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議

案第32号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第6. 議案第33号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第4号)

○議長 玉城 勇君 日程第6. 議案第33号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第33号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第4号) 令和3年度南風原町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億3,461万7,000円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(債務負担行為の補正)第2条 債務負担行為の追加は「第2表債務負担行為補正」による。(地方債の補正)第3条 地方債の追加、変更は「第3表地方債補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第33号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第4号)について、概要を説明します。まず、2ページの第1表 歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、人事異動に伴う人件費の組替え及び前年度決算による繰越額の確定など補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ6億4,230万円を追加し、補正後の一般会計予算額は157億3,461万7,000円となります。

内容については、7ページ以降の事項別明細で説明します。5ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為補正について説明します。校務用パソコン使用料、限度額6,899万6,000円は、小中学校の教員が校務で使用するパソコンを5年間賃貸借契約するための計上です。

6ページをお願いします。第3表 地方債補正について説明します。総務債の臨時財政対策債は、限度額7億3,300万円から1億3,670万円を減額し、変更後の限度額は5億9,630万円となります。これは、普通交付税の算定時に算出される臨時財政対策債発行可能額の

決定によるものです。土木債は、起債対象額の修正により、町道整備事業債は、限度額2,400万円から60万円増額し2,460万円。都市計画整備事業債は、限度額3,010万円から30万円増額し3,040万円となり、補正後の地方債限度額の合計は6億6,240万円となります。

では、歳入について説明いたします。9ページをお願いいたします。9款1項1目. 地方特例交付金120万7,000円の減は、県の交付決定によるものです。

10ページをお願いいたします。10款1項1目. 地方交付税5億1,676万3,000円の増は、地方交付税交付額の決定通知によるものです。

11ページをお願いいたします。14款1項4目. 衛生費国庫負担金58万8,000円の増は、未熟児養育医療費の見込額増に伴う未熟児養育医療費国庫負担金で、国負担分2分の1です。

12ページをお願いいたします。14款2項2目. 衛生費国庫補助金6,576万4,000円の増は、主に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で、補助率10分の10です。4目. 教育費国庫補助金100万円の増は、町立幼稚園の新型コロナウイルス感染対策に係る交付金で、交付率2分の1です。6目. 総務費国庫補助金11万1,000円の増は、マイナンバーカード交付に係る補助金で、補助率10分の10です。

13ページをお願いいたします。15款1項2目. 衛生費県負担金29万4,000円の増は、歳入11ページで説明した未熟児養育医療費の県負担金4分の1です。

14ページ、15款2項2目. 民生費県補助金56万8,000円の増は、主に県のこども医療費助成対象年齢が中学卒業まで拡充することに伴うシステム改修費の県補助金で、補助率10分の10です。

15ページをお願いいたします。17款1項1目. 一般寄附金180万円の増は、企業5社からの寄附金で、同額を財政調整基金積立金に計上しています。10目. 教育寄附金127万円の増は、個人2者からの寄附金と南風原町育英会に対する企業4社からの寄附金で、同額を歳出に計上しております。

16ページをお願いいたします。18款2項1目. 特別会計繰入金4,124万2,000円及び2目. 公営企業会計繰入金892万6,000円の増は、各特別会計の前年度決算確定による繰越金を一般会計へ繰り戻すことによるものです。

17ページをお願いいたします。19款1項1目. 繰越金1億1,927万6,000円の増は、前年度一般会計決算の歳入歳出差引額2億678万6,000円から、繰越明許費に係る財源繰越分3,751万円と当初予算計上額5,000万円を差し引いた額の計上です。前年度純繰越金は1億

6,927万6,000円になります。

18ページをお願いいたします。20款5項2目。過年度収入411万6,000円の増は、前年度の事業実績報告による国庫負担金の追加交付分です。7目。雑入1,758万9,000円増は、平成26年度に実施した特定地域経営支援対策事業費補助金に係る沖縄県農協からの返還金で、同額を歳出に計上しています。

19ページをお願いいたします。21款1項1目。総務債1億3,670万円の減は、6ページで説明した臨時財政対策債発行可能額の決定によるものです。5目。土木債90万円の増は、6ページで説明した土木債の起債対象額の修正によるものです。

引き続き歳出について説明します。人事異動等に伴い、各款項で組み替えたことによる職員人件費及び各特別会計等で生じた過不足による繰出金については、説明を省略します。

21ページをお願いいたします。2款1項5目。財政調整基金費3億9,172万7,000円の増は、歳入17ページで説明した前年度純繰越額の2分の1を下らない額の純繰越分の計上と、今回の第4号補正歳入歳出調整後の余剰及び歳入15ページで説明した一般寄附金による積立金で、補正後の同基金残高は13億1,440万円となります。7目。防犯対策費54万4,000円の増は、防犯灯設置及び修繕に係る各字への補助金の計上です。8目。企画費400万円の増は、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画の改定に係る委託料の計上です。

22ページをお願いします。2款2項2目。賦課徴収費593万1,000円の増は、住宅用地特例適用誤りによる固定資産税過誤納付還付金返還金利息相当額及び督促手数料の計上です。

23ページをお願いいたします。2款3項1目。戸籍住民基本台帳費、10節6万円及び11節5万1,000円は、歳入12ページで説明したマイナンバーカード交付に係る費用の計上です。

24ページから25ページをお願いいたします。3款1項1目。社会福祉総務費、10節10万円は、生理の貧困対策に係る消耗品の計上です。27節。財政安定化支援事業繰出金623万円は、国保特会への繰出金の計上です。3目。心身障害者福祉費2,679万2,000円増は、主に障害者福祉に係る各国、県補助金の前年度実績による償還金等の計上です。

26ページから27ページをお願いいたします。3款2項1目。児童福祉総務費2,842万9,000円の増は、主に子ども・子育て支援交付金など、児童福祉に係る各国、県補助金の前年度実績による償還金等の計上によるものです。18節25万円は、大名区遊び場のフェンス及び

遊具の修繕に係る補助金の計上です。2目。保育所運営事業2,893万2,000円の増は、主に子育てのための施設等利用給付交付金など、保育所運営に係る各国、県補助金の前年度実績による償還金等の計上です。

28ページから29ページをお願いいたします。4款1項1目。保健衛生総務費、12節253万4,000円は、歳入14ページで説明した県のこども医療費の助成対象年齢が中学卒業まで拡充することに伴うシステム改修委託料と、ちむぐくる館の空調機修繕による流用分の補填です。19節117万4,000円は、歳入11ページ、13ページで説明した未熟児養育医療費の見込額の増による計上です。2目。予防費6,536万9,000円の増は、主に歳入12ページで説明した新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、65歳以上の高齢者を7月末までに2回接種するための前倒しに係る費用の流用分の補填1,109万2,000円と、11月までに要する費用5,421万円の計上です。4目。環境衛生費、10節2万5,000円及び17節13万円は、さくらねこ事業における各字に貸出しするゲージ、捕獲器購入費の計上です。

30ページ、6款1項3目。農業振興費1,758万9,000円の増は、歳入18ページで説明した平成26年度特定地域経営支援対策事業費補助金の返還金の計上です。

31ページをお願いいたします。7款1項1目。商工振興費、10節19万8,000円は、かすり会館の消防用設備修繕費の計上です。

33ページをお願いします。8款2項2目。道路新設改良費225万8,000円の増は、主に津嘉山地区の排水整備工事費の計上です。

34ページ、8款4項1目。都市計画費、12節990万円は、宮平川の浸水被害対策に係る基本設計委託料の計上です。

35ページをお願いいたします。9款1項1目。常備消防費403万8,000円の増は、東部消防組合の新型コロナウイルス感染対策の経費に対する負担金の計上です。2目。災害対策費712万2,000円の増は、災害用備蓄品購入費の計上です。

36ページ、10款1項2目。事務局費、18節107万円は、歳入15ページで説明した企業（4者）から町育英会への教育寄附金による育英会補助金の計上です。

37ページをお願いいたします。10款2項小学校費、1目。学校管理費、13節73万9,000円は、5ページ、債務負担行為で説明した小学校教員の校務用パソコンの使用料で、本年度分の使用料の計上です。14節27万5,000円の増は、翔南小学校の特別支援教室の増による電話機設置工事の計上です。

38ページ、10款3項中学校費、1目。学校管理費、

13節43万2,000円の増は、小学校費と同じく、中学校教員の校務用パソコン使用料で、本年度分の使用料の計上です。2目・教育振興費106万7,000円の増は、南風原中学校と南星中学校の各種大会選手等派遣補助金の見込額増による計上です。

39ページをお願いいたします。10款4項1目・幼稚園費、10節200万円は、歳入12ページで説明した町立幼稚園の新型コロナウイルス感染対策のための消耗品費の計上です。

40ページをお願いいたします。10款5項2目・公民館費107万7,000円の増は、中央公民館の空調機修繕等に係る費用の計上です。4目・文化センター費189万3,000円の増は、文化センターの空調機修繕による流用分の補填と、汚水ポンプ故障による下水道工事費の計上です。6目・図書館費20万円の増は、歳入15ページで説明した個人からの教育寄附金による電子書籍使用料の計上です。

41ページをお願いいたします。10款6項1目・保健体育総務費35万7,000円の増は、桁下スケートボード場の修繕費の計上です。2目・共同調理場運営費309万5,000円の増は、給食センターの換気扇等の修繕による流用分の補填と樹木伐採等の委託料の計上です。以上が議案第33号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第4号）の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、ページを追って質疑をさせていただきたいと思います。

まず、歳入の12ページをお願いします。14款2項2目の10節・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金についてですけれども、6,500万円という数字の具体的な内容、当然今、南風原町ではワクチン接種が進められておりますけれども、そこにはプロジェクトチームを発足させたりとか、人件費、事務費等も当然発生していると思います。また、項目も多岐にわたるかと思うので、必要であれば委員会等で資料も示していただいて具体的な内訳、議運では11月以降の分だと少し聞きましたけれども、このワクチン接種の現状から見て、正直まだ終わりが見えないというのが実感としてあるわけですが、その辺も含めてご説明をお願いしたいと思います。

次に、同じく12ページの6目13節の個人番号カード交付事務費補助金ですが、これは、出入りは少ない歳出もあるのですが、直接は関わらないかもしれませんが、1階の出入り口にある交付機が使えなく

なっておりますよね。あれはいつまで置いておくのですか。使えなくなって結構な期間がたつと思うのですが、処分にもお金がかかるのか。玄関のすぐ入り口に使えませんかというのはちょっと見苦しいと思いますので、その辺をお答えいただきたいと思います。

次に、歳出の21ページ、2款1項8目・企画費で、12節委託料、公共施設等総合管理計画策定業務が委託料として上がっていますが、具体的にはどういった計画なのか、ご説明いただきたいと思います。

次に、22ページ、2款2項2目の22節償還金、利子及び割引料で、これは固定資産税の還付金ですが、長く続いておりますが、当初の町政一般報告で見ると約99.7%調査を終えていると出ています。今回539万円ということですが、残り僅か0.3%の調査ですので、もうしばらくすると終わるのかと思いますが、これまでの結果、終わった後で結構ですので、やはり取りまとめて、年度ごとに何筆で幾ら還付したというような、最終的な取りまとめが必要だと私は思いますけれども、それに対してどのように認識しているか、お答えください。年度途中途中で、毎年毎年出されているものから、その都度聞いてはおりますけれども、やはりまとめてしっかり報告する必要があると思います。それについてお答えいただきたいです。

次に、24ページ、3款1項1目・社会福祉総務費中の10節・需用費で10万円の消耗品費がありますけれども、概要説明では……。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時53分）

再開（午前11時04分）

○議長 玉城 勇君 再開します。8番 照屋仁士議員、続けてお願いします。

○8番 照屋仁士君 それでは、先ほどの質疑の続きから行きたいと思います。

念のため、歳出の24ページをお願いします。3款1項1目10節の消耗品費で10万円がありますけれども、これが、概要説明では生理の貧困に関わる消耗品ということでもありますけれども、それに先立って町政一般報告の中に、1ページの下の方に、宅建取引業協会女性会員有志の会様より、10万円分の生理用品を寄贈いただきましたというのがあります。これは関連性があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

次に26ページです。3款2項1目18節負担金、補助及び交付金で、自治会等子どもの遊び場及び遊具等設置補助金がありますけれども、これについて、前回私も一般質問で取り上げて、補正予算も含めて対応するという答弁をいただいております。それに伴って、

また新たに大名区の遊具の整備ができるということで非常にありがたいと思いますけれども、これも自治会等から申入れがあったのか。その辺、経過を少し教えていただければと思います。

次に、28ページ、4款1項2目12節委託料で、新型コロナワクチン接種券等作成委託費ということで、もろもろの委託料が4,000万円余り組まれておりますけれども、このワクチンの接種券の発送について、私の理解では3月議会、6月議会までの間では、18歳以上とおっしゃっていて、18歳以下の子供に対しては、希望者については役場に申し入れて対応するという認識でしたが、それ以降に、多分、県の方針が変わったのか、12歳以上にもワクチンの接種券が配布されています。簡単に言えば、今、このワクチンについても、大人はともかく、子供たちへのワクチン接種への懸念というのが少なからず情報として社会の中にある中で、接種券が送られてくることによって、やはり送らないことよりはワクチン接種を加速させる、また打たなければならぬ、そういう認識が考えられるわけですが、この接種券を送付する対象年齢を拡大した、そういった経過についても、少し教えていただけたらと思います。以上、何点かありますけれども、よろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 照屋仁士議員のご質問にお答えします。

1点目、歳入12ページの件につきましては、7月までに高齢者を終わらせるために追加でやった分と、あと10月、11月の2か月分に係る追加のワクチン接種体制確保事業の計上になりまして、具体的な詳細につきましては、資料を用いてまた委員会でご説明します。

最後にありました28ページの接種券送付につきましては、対象年齢が16歳から12歳というふうに引き下がったことによる接種券の作成ということになりまして、こういった経過がございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。

1階の自動交付機については、産業廃棄物ということで処分方法を検討しているところですので、速やかに撤去していきたいと考えています。

それと、歳出21ページで、公共施設等総合管理計画とはという質疑に対してですが、計画は、長期的な視点から計画的、効率的に公共施設等の整備や維持管理、長寿命化、統廃合等を進めることにより、将来負担の軽減を図り、限られた財源の中で充実した行政サービスを提供することを目的とした計画となります。以上

です。

○議長 玉城 勇君 税務課長。

○税務課長 新垣奈津子さん それでは22ページの固定資産税の還付についてお答えいたします。

現在、この調査につきましては残り0.3%、36筆については、現在も調査中でございますので、調査が完了次第、資料にまとめてご報告いたします。以上です。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。

予算書24ページに係る1点目の質疑でございます。生理用品の件についてでございますが、まず町政一般報告で報告いたしました、こちら、宅地建物取引業協会女性会員有志の会様からいただいた10万円の生理用品の寄贈でございますが、去る6月議会などで生理用品の配布についての一般質問等がございましたが、そういったところで我々のほうも、生理用品の配布について検討しているところに、時機を得た寄附の申出でございました。まずはその寄附の生理用品を活用した配付の活動を行いました。その後、また町独自として、今回の補正予算で10万円分を予算計上して、生理用品をまた新たに配布していこうという提案でございます。

続いて2点目、子供の遊び場についてですが、こちらのほうは、質疑の内容でありましたとおり、自治会からの要望でございまして、7月末ごろに大名区からフェンス及び遊具の補修について相談があり、現場確認等を行って、今回補正予算で提案する流れとなっております。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、私のほうはページ順で再度質疑をさせていただきたいと思ひます。

まず12ページのワクチンの体制確保事業ですが、委員会でも示していただけたということですので、お願ひしたいと思ひます。

次に、個人番号カードについて、自動交付機も速やかに撤去するというところですので、期間が結構かかっていますので、是非とも、僅かなスペースかもしれませんが、一応玄関ですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、21ページの公共施設等総合管理計画ですが、公共施設と言ってもたくさんありますので、簡単に対象がどの程度になるのかとか、これ、議会運営委員会では、たしか前段になる計画があつて、それが終わるという説明もありましたので、その辺りを少し、対象とか期間とか、これによって、多分、今後の設備、要するに施設の更新とかそういったことが前提になる計画なのかと思ひますけれども、もう少しだけ掘り下

げてご説明をお願いします。

次に、22ページの固定資産税の償還金については、終了後にもご報告いただけるということですので、お願いしたいと思います。

次に、24ページの生理の貧困に伴う消耗品ですけれども、町政一般報告の寄附のものとは関連せずに、町独自のプラスアルファの10万円ということで確認しました。非常に、質問後に適切に速やかに対応していただいているということは、評価したいと思います。町政一般報告の中では、学校と、日頃支援を行っている家庭ということでありますけれども、是非困っている方により行き届くような取組になっていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

次に、26ページの遊び場、遊具設置補助金ですけれども、私も、補正予算で対応するという事は聞いておりましたので、早速の対応をしていただいたと理解しますので、引き続き地域での子供たちの遊び場が、しっかり安全が担保されるような取組をお願いしたいと思います。

次に、28ページのワクチン接種券等の作成ですけれども、ざっくりと、方針が変わったというのは、町の方針なのか、県の方針なのか、国の方針なのか分かりませんが、もう少し経過……、先ほど私が言ったような、低年齢の皆さんへの懸念とか、当然、厚労省のホームページを見ても、Q&Aとかいろいろ載っているのは私も知っていますけれども、やはり心配とか懸念が払拭されていないという状況の中で、市町村がこういう取組をすると。当然、どここの取組に準じて行っているとか、そういうこともあると思うので、そのあたりを少し説明されるか、委員会でされるか、そのあたり、時間も限られると思っておりますので、再度答弁をお願いしたいと思います。2点だったでしょうか。再度お願いします。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。

計画で示す公共施設等につきましては、町役場庁舎、小中学校などの公共建築物と道路、橋梁などのインフラ資産を含む全ての公共施設となります。建築物で33施設、インフラ施設は町道、農道等となっています。この計画は、上位計画である国のインフラ長寿寿命化計画が令和2年度に見直されることに伴い、見直しを行うという計画となります。以上です。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。

対象年齢が当初16歳だったというものが12歳に引き下げられた件につきましては、国の方針として引き下

げられまして、それに応じた接種券作成となっております。引き続きコロナワクチン接種の加速化に向けて、町のホームページ、LINE等、いろいろな媒体を使って、町民の皆様には接種を促すような取組を続けてまいりますと思っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 要件は国の方針に従ってということは分かりました。確かに国の方針を示して、対象年齢とかいろいろ拡大している。ワクチン接種を加速させる、そういったことは分かるのですが、今言っているワクチンの安全性への懸念とか、確かに示されている部分はありますけれども、町民、国民の不安は払拭されていない。そういう状況の中で取組を行うというのは、町には何の責任もないということではないと私は思います。だから当然、国の方針に従っているというのは分かるのですが、やはり両論併記で判断をする、考えていく、そういったことが必要だと思います。ですからその辺りも、今やっている部分と、これからまた様々な研究とか情報がそろってきて、考えていく部分とあると思うのですが、そういう不安が解消されていないという認識だけでもしっかり持って、取組を考えていく。要するに国、県の言うとおりにやっておけばいいと、そういうことではないんじゃないかということですので、再度、その辺についても少し触れていただければと思います。最後ですのでお願いします。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。

感染症対策についてですので、これは国が主導して、国全体の国民の安心安全のために、生命を守るために取る対策でございます。そういった中で、今回のコロナワクチンの予防接種につきましては、国が主導して、国の主導の下、市町村が接種事務を担うというふうになっております。そういう中において、議員がおっしゃいますように、確かにワクチンに対する不安を持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。しかしながらこれは、やはり希望する方々も大勢いらっしゃいますので、しっかり我々がワクチンに対する情報を提供しながら、接種できる体制を確保するという取組でございますので、そういった部分で、感染症対策の切り札として、是非このワクチン接種は進めていかないとはいけませんと考えておりますので、引き続き町民の皆様には、ワクチンに対する情報を周知、提供しながら、できるだけ早い時期に、希望する皆さんが全員受けられるような取組をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。3

番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 一つだけ伺います。

35ページの2目、災害対策費712万2,000円。委員会で詳しくやるのですが、これは、例えばちむぐくる館などでまとめて保管、常備するものなのか。あるいは自治会などへの備蓄を考えているのか。買う消耗品のリストも委員会に出していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。

今回購入する備蓄品の内容としましては、アルファ米と飲料水、そちらの2つとなっております。今回、自治会と町の管理するちむぐくる館等の備蓄品に当たりますが、これは自治会も含めて、町全体での対策ということでの購入となっておりますので、自治会も含めて検討してまいります。備蓄場所に関しましては、消費期限がございますので、その辺も含めて、自治会も含めて、今後検討してまいります。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時24分）

再開（午前11時24分）

○議長 玉城 勇君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 自治会へのということも検討されるということですが、各自治会では、その保管、保存方法が十分でないところがあると懸念しています。賞味期限があるものを、きちんと保存できるのか。保存方法が悪くて、早めに悪くなってしまうかということもあるかと思うので、そのあたりは各自治会とも連携を取りながら進めていってほしいと思います。よろしくお祈いします。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第33号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第4号）については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第7. 議案第34号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長 玉城 勇君 日程第7. 議案第34号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第34号 令和3年度南風

原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 令和3年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,345万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,300万1,000円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第34号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、概要をご説明いたします。まず2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、職員の人事異動に伴う一般会計繰入金額の変更及び令和2年度決算による繰越額の確定など補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ4,345万2,000円を追加し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は41億4,300万1,000円となります。歳入についてご説明します。7ページをお願いします。11款1項2目。その他の繰越金4,105万円の増は、令和2年度決算に基づく計上となります。

8ページをお願いします。12款4項7目。歳入欠陥補填収入110万3,000円の減は、今回の補正により歳入歳出の不足額が縮小したことによるものです。

引き続き歳出についてご説明します。9ページをお願いします。1款1項1目27節。繰出金3,734万1,000円増は、令和2年度決算確定による一般会計への繰出金の計上です。

10ページです。6款1項1目12節。委託料370万9,000円の増は、令和2年度の特健診保健指導未受診者対策事業におきまして、令和2年度分の委託料の未払いがあったことから、今会計年度、令和3年度予算から支出したことに対する補填分の計上となります。

裏面、11ページをお願いします。9款1項1目。一般被保険者保険税還付金250万円は、実績見込みによる計上です。3目。償還金387万2,000円の増は、沖縄県国民健康保険保険給付費等交付金の前年度実績による償還金の計上となります。今回、先ほどの10ページの6款1項1目12節。委託料370万9,000円増の補正につきましては、令和2年度の事業におきまして、予算執行状況の確認がしっかりされておらず、本来、令和2年度中の会計で支払いすべきものが出納閉鎖期間内においても支払いがされず、過年度支出という形で令和3年度の予算で支出せざるを得ない事案が発生しまし

た。令和2年度中、3月に請求書が届いたものを、その支払いを失念してしまい、そのまま出納閉鎖期間を過ぎてしまったという事案でございます。大変初歩的な会計処理のミスでございまして、本来でしたら予算執行状況の確認をしっかりとやっていたら起こり得ない事案でございます。本事案に至って、職員に適切な会計処理、そして予算執行状況、事務執行状況の確認の徹底を指示し、改めて会計処理、事務、そして予算の執行状況をしっかり確認することを徹底していくことを指示して、再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。以上が議案第34号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは1点だけ。最後に説明のありました10ページの未払い分ですけれども、是非再発防止にはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。内訳ですけれども、この370万円ですが、対象になる事業所とか件数とか、また特定健診ですから、期間が多分、先ほど請求書は3月だとおっしゃっていたのですが、受診された方の時期的なものもいろいろ影響があるかと思しますので、再発防止の意味でも、そのあたりの内訳について、教えていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。

この事業の中身は、AIを活用した健診受診率の向上の取組として、委託事業者1か所でございます。事業完了して完了届をいただいたのですが、支払いを失念してしまったという事案でございまして、本当に初歩的なミスでございました。誠に申し訳ございませんでした。再発防止に努めてまいります。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。
（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第34号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第8. 議案第35号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 玉城 勇君 日程第8. 議案第35号 令和3

年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第35号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 令和3年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ554万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,597万2,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第35号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、概要をご説明いたします。まず、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、職員の人事異動に伴う一般会計繰入金額の変更及び令和2年度決算による繰越額の確定など補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ554万6,000円を追加し、補正後の後期高齢者医療特別会計予算額は3億3,597万2,000円となります。

では歳入についてご説明します。7ページをお願いします。4款1項1目. 繰越金194万6,000円の増は、令和2年度決算に基づく計上となります。

引き続き歳出について説明します。8ページをお願いします。1款1項1目. 一般管理費、27節. 繰出金136万2,000円の増は、前年度繰越金から広域連合への保険料未払い分を差し引いた額を一般会計へ繰り出すための計上です。

9ページをお願いします。2款1項2目. 後期高齢者医療広域連合納付金（過年度分）58万4,000円増は、後期高齢者医療広域連合へ納付する過年度分保険料の計上となります。以上が議案第35号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第35号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、総務民生常任委員

会に付託します。

日程第9. 議案第36号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算(第1号)

○議長 玉城 勇君 日程第9. 議案第36号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第36号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算(第1号) (総則) 第1条 令和3年度南風原町下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(収益的収入及び支出) 第2条 令和3年度南風原町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入(科目) 第1款. 下水道事業収益、既決予定額6億3,639万5,000円、補正予定額マイナス57万3,000円、計6億3,582万2,000円。第2項. 営業外収益、既決予定額3億7,462万8,000円、補正予定額マイナス57万3,000円、計3億7,405万5,000円。支出(科目) 第1款. 下水道事業費用、既決予定額5億6,176万4,000円、補正予定額マイナス57万3,000円、計5億6,119万1,000円。第1項. 営業費用、既決予定額5億2,047万円、補正予定額マイナス57万3,000円、計5億1,989万7,000円。(資本的収入及び支出) 第3条 令和3年度南風原町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入(科目) 第1款. 資本的収入、既決予定額2億3,563万8,000円、補正予定額231万5,000円、計2億3,795万3,000円。第3項. 他会計補助金、既決予定額617万7,000円、補正予定額231万5,000円、計849万2,000円。支出(科目) 第1款. 資本的支出、既決予定額4億1,423万9,000円、補正予定額231万5,000円、計4億1,655万4,000円。第1項. 建設改良費、既決予定額2億5,607万5,000円、補正予定額231万5,000円、計2億5,839万円。(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正) 第4条 令和3年度南風原町下水道事業会計予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。(科目) (1) 職員給与費、既決予定額5,150万7,000円、補正予定額84万2,000円、計5,234万9,000円。(他会計からの補助金) 第5条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を174万2,000円増額し、2億931万1,000円とする。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは議案第36号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算(第1号)について、概要を説明いたします。今回の補正は、主に人事異動に伴う職員給与の増及び新設汚水桝設置工事2件の必要が生じたため補正を行うものです。

13ページの事項別明細書をお開きください。収益的収入および支出では、職員給与で80万円の減、手当等で22万7,000円の増、結果57万3,000円の補助金の減額になります。

14ページをお願いします。資本的収入及び支出は、手当等111万5,000円、法定福利費30万円、工事請負費90万円、合計231万5,000円の補助金の増額になります。最終的に174万2,000円の補助金の増額となります。以上が議案第36号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算(第1号)の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいですね。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第36号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算(第1号)については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第37号 令和3年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 玉城 勇君 日程第10. 議案第37号 令和3年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第37号 令和3年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) 令和3年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,045万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,842万円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは議案第37号 令和3年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予

算(第1号)について、概要を説明いたします。まず、2ページからの第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、職員の人事異動に伴う一般会計繰入金増額、雑入で用地借地料の追加及び前年度決算による繰越額の確定により補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ1,045万9,000円を追加し、補正後の南風原町土地区画整理事業特別会計予算額は6億8,842万円となります。

では歳入について説明いたします。6ページをお願いします。5款1項1目、繰入金602万円増は、職員の人事異動による職員手当等の一般会計繰入金です。

7ページをお願いします。6款1項1目、繰越金253万9,000円増は、令和2年度決算確定による純繰越金です。

8ページをお願いします。9款2項2目、雑入190万円増は、土地区画整理内の用地借地料の追加によるものです。

引き続き歳出について説明いたします。9ページをお願いします。1款1項1目、一般管理費283万9,000円増は、歳入の繰入金で説明しました令和2年度決算確定による一般会計への繰出金と職員手当の計上です。

10ページをお願いします。2款1項1目、事業費762万円増は、人事異動に伴う職員給料、手当等の増額及び土地区画整理区域内の草刈りや道路補修等の維持管理に係る費用の増額です。以上が議案第37号 令和3年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。
休憩(午前11時49分)
再開(午前11時49分)

○議長 玉城 勇君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 訂正いたします。

先ほど9ページの283万9,000円増のところを歳入の「繰入金」と言いましたけれども「繰越金」です。訂正いたします。以上です。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第37号 令和3年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第11. 意見書第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

○議長 玉城 勇君 日程第11. 意見書第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。まず、本案に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん それでは読み上げて提案いたします。意見書第7号。令和3年9月8日、南風原町議会議長 玉城 勇殿。提出者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、賛成者 南風原町議会議員 知念富信、石垣大志、照屋仁士、金城好春、浦崎みゆき、大城 毅。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記 1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。3. 令和3年度税制改正により講じられ

た土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年（2021年）9月8日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第7号につきましては、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって意見書第7号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第7号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について採決します。本案について可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12. 報告第8号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

○議長 玉城 勇君 日程第12. 報告第8号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第8号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分し

たので同条第2項の規定により報告いたします。記1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。

2 専決処分した理由 法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項。専決処分については、9月2日に行っております。

1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2 相手方 記載のとおりであります。3 事故の概要 令和3年6月28日、津嘉山幼稚園において、給食配送車が給食受室前にバックで停車後、給食配送車のブレーキ忘れによる自然発進により駐車車輛の左前方部に衝突した。そのため、駐車車輛の左前方部、給食配送車の左前方部を破損した。4 損害賠償額 18万100円。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 概要について説明します。

まず、説明する前に度々こういう事故が発生して、非常に申し訳ないと思っております。

今回の事故につきましては、津嘉山幼稚園の受室になるのですが、報告第8号の資料をご覧ください。幼稚園の配置のほうで、駐車場と受室の配置がこのような形になっております。給食受室のほうに配送車輛を駐車した後に、配送作業をしている中で、配送車輛がブレーキ忘れだったために、自然発進をして、駐車していた車輛に車がぶつかったと。内容については資料の下記に書いてあるとおりでありますが、今回については、いろいろな訓練、それから注意とかについては、こちらのほうでもやっていたのですが、今回、非常に単純なミスで、ブレーキの引き忘れ、それから当然、エンジンロック、パーキングに入れるなり、それからタイヤ止めをはめるなりを行うべきでしたが、その辺を忘れたためにこういう事故となりました。大変申し訳ございませんでした。以上が今回の概要です。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 報告第8号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）については、先ほど副町長、それから教育部長から説明がございましたが、ここ数年、同様な接触事故の関連による専決処分が度々報告されているということになっております。日頃から、給食の配送車の運転については、十分注意を払うように指導しておりますが、結果として事故が発生しているということになっております。教育委員会の事務を統括する教育長として、おわびを申し上げます。大変申し訳ございません。今後は、さらなる安全運転をはじめとする給食配送作業ルールの遵守を徹底してまい

ります。

○議長 玉城 勇君 それではこれから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 非常に残念な報告だと思いますが、少し再発防止の意味も含めて確認をさせていただきたいと思います。

専決処分の書類を見ると、相手方がいらっしゃるわけですが、津嘉山幼稚園の場合、父兄の方々は下の津嘉山公民館とか周辺で乗り降りされているので、駐車場にとめられている方は職員なのか、もしくは来客だと思いますけれども、それはどういう方なのか、教えていただきたいと思います。

次に、相手方にも被害があるわけですが、こちら側、給食配送車という特殊車両、大型車両になりますけれども、こちらの破損について、修繕されているのか、いないのか、費用がどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

あと、これは以前も私が指摘しましたけれども、今回はブレーキの引き忘れという理由なので、今回には当たらないと思いますが、各幼稚園、小学校の職員駐車場が足りていないということを何度か指摘をさせていただきました。やはり、教育長もおっしゃるように、同じ場所で続いているという傾向も、翔南幼稚園などではあります。やはり私からすれば、駐車場の在り方とか、施設配置の在り方とか、そういった根本的な要因もしっかりと解決すべきではないかと。具体的に言えば、職員駐車場が足りていないことが要因になった事故もありますし、今回資料で見ると、きちんと駐車線の中にとめられているように見えますが、そういったことも含めて、施設の駐車場の在り方というのも十分検討すべきではないかと思いますが、以上3点について教えていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。

今回、事故を起こした相手方は職員になります。給食配送車の修繕については、額はこちらに持っていないので提供できませんが、ひっかきぐらいの傷で修繕は終了しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 ご指摘のありました件です。費用については、全て保険で賄っていますけれども、こちらの不注意が根本的な原因となっています。もう一つ、駐車場の在り方等については、御指摘のようにこちらのほうでも今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。9

番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 本当に残念な報告だと思います。事故を起こした職員のその後の訓示、これは、起こした職員が教育長のところに来て、あるいは町長のところに来て、きちんと謝罪しているのか。お聞きしたいと思います。

それとここ、公民館のほうから上がっていくのですが、大変な勾配です。これはもし車がとまっていなかったら、津嘉山公民館に向かって、大変なスピードで流れています。今回は車がたまたま駐車されていて、車がストッパーの役目をしていますけれども、そこを十分認識していただきたい。サイドブレーキもかけ忘れて、それから車に乗っていますよね、先ほど部長から説明があった車のストッパーです。俗に言う駐車場の、きちんと、ストッパーもありますけれども、これも忘れたと。二重三重に忘れたと。これは大変な失態だと言わざるを得ません。どのような訓示の方法をしているか、お聞かせください。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 今回の場合は、こういった事故等については、まず給食センターの所長と、給食の調理を統括している班長で一旦注意、指導等を行います。その後、担当課長のほうで訓示等については行うこととなっています。今回の現場については、資料のほうが少し簡略図になっているので勘違いがあったと思うのですが、この幼稚園の駐車場の上の部分はほとんど平坦な状態で、車が急に流れ出す状況ではありませんでした。一旦駐車して、しばらくは止まっていたということですが、荷を下ろしたり乗せたりする作業の途中で車が動き出すような形で、議員がおっしゃるような形であれば、ドアを開けた途端車が動き出すので気がついたと思うのですが、これは基本的な、単純なミスではあるのですが、そのときには、車は動かなかった状態であったということです。ですけれども、車は、いずれにしても動く動かないではなくて、基本的なプロセスとして、そういうパーキング用のロック、それから車止め等については当然のことですので、今後ともその辺については徹底して行うようにということで、こちらからも行っていきたいと。訓示については、先ほど担当課長が行うという説明はしたのですが、年に何度か、こちらのほうで機会を見て、教育長と私が現場に伺って、その辺の話をするということも行っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 起こした後、本人が役場に来て謝罪をするということは、行っていないわけですか。

これはさせるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 非常に大切な、重大な事故ではあるのですが、一応こういう事故の部分については、基本的には担当、現場のほうでそういうことを行うというルールにしております。ただ、始末書等については書いて、その本人が今後どうしたらいいかということも、先ほど言った所管の班長、所長がやった上で、担当課長が訓示を行うということをしております。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 手短に行います。調理場のほうでは、今、小中6校、幼稚園4園、10施設に対して配送してもらっているわけですが、車の台数、それから1台に2名乗っているのかな。その配送、もちろん給食をつくったり、配送したりも同じ方がやられていると思うけれども、配送に係る人数、作業の中身、中身は積み下ろしが主だと思いますけれども、そしてその作業にかかる時間、これは給食を届けている最中なのかな。時間的にはどうなんだろう。届ける中で事故となると思いますけれども、このあたりを教えてくださいいただけますか。作業にかかる時間をどの程度かけているのか。学校の規模によっても違うと思いますが、要するにこれを聞いているのは、すぐに動き出す状況ではなかったと。いろいろ作業をしている間に何らかのことで動き出したということだと思うのですが、当初から勾配があれば、注意深くやるだろうと思いますが、そういう状況になかったのも一つの要因かと思うのですが、車が流れ出したとき、職員の皆さんはどういう作業をしていたのか、どこにいたのか。下ろして移動したりもするかと思うので、このあたりのことなど、詳しく把握されているかどうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。

配送車の台数は4台でございます。各車に2名ずつ乗っております。今回事故が起きたのが9時5分頃となっておりますが、今現状としては、配送車も給食を運ぶだけではなく、9時の時間帯は一旦配膳、食器、食缶を運ぶ時間です。それが終わったら、また給食が出来上がりますので、それを11時頃に配送しているという時間の流れになります。

車が動き出したとき、職員がどう動いていたかということに対しては、コンテナを入れて、車からそのままコンテナを搬入する作業をしていたということです。

そのように伺っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 作業としては、食材、できた頃の皆さんが食べるものではなくて、器材の搬入なのかな。当然回収もあるわけですから、結局は車1台、一つの施設に対して車が何回入るのか。この辺も私は分からないので、今日は報告ですからここで把握しようとは思わないのですが、そういったふうな、何回ぐらい来ているのか。そもそも、例えば津嘉山に来る職員はいつも同じなのか、違うのか、ローテーションの問題ですね。例えば、慣れている場所であれば、それなりに対策、いつものルーティンな形でできるという気もするし、このあたりも関係したりしないかと。要するに、この人たちは、津嘉山は週に1回しか来ないとか、このようになっているのか。こういったところも少し、ここで把握するつもりはありませんが、是非検討してもらって、今、配送の車というのは、民間の運送会社などが度々小さな荷物を毎日毎日持ってきたりします。増えていると思いますけれども、あの方々は非常に徹底していて、全く真っ平らな場所であっても輪止めで止めると。マニュアル化されていますよね。そういうことを一生懸命頑張っている中でのことだとは思いますが、先ほど言ったような職員の配置の形態などについても、見直すべき点がないかどうか、見直す余地がないかどうか、検討いただければと思います。終わります。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第8号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告については、これをもって終了します。

休憩します。

休憩(午後0時16分)

再開(午後0時17分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会(午後0時17分)